

富士吉田市農業委員会 令和7年11月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年11月26日（水）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	権正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は4名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也

4 欠席委員

第1番 藤井 與三郎

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第七 議案第5号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 11 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、藤井與三郎委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますが、梶原久委員、滝口等委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 6 番 渡邊 和英 委員、第 8 番 渡邊 孝治 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 2 分休憩）

（午後 2 時 4 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 4 委員会の受理番号 3 の 19 号については取り下げられておりますので

ご報告いたします。

それでは第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の18号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の18号の申請地は、大明見浅間神社の南東約567mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の17号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、

別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のす

べてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の17号の申請地は向原浅間神社の北東約300mに位置しております。

申請地では季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第3委員会の受理番号4の23号については取り下げられておりますのでご報告いたします。

それでは第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の24号につきましては、申請人が貸店舗兼賃貸住宅用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地で、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現

地を確認しました。受理番号4の24号の申請地は、第四保育園の西約110mに位置しております。

必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第3委員会の受理番号5の67号及び68号については取り下げられておりますのでご報告いたします。

それでは、第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。なお、日程第六、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、受理番号5の73号の申請により、許可後の事業計画に変更を生ずるものであるため、こちらで一緒にご審議いただきます。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の70号につきましては、譲渡人が申請地を住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の73号につきましては、令和7年7月の定例総会において5条申請が提出され許可済みですが、この度計画の一部に変更を生じたため、改めて申請が提出されたものです。ここで7ページの議案第4号をご覧ください。

【議案第4号 第1委員会の1件の朗読後】

この度の変更申請は、従業員専用駐車場の整備を追加する変更であり、許可相当と考えます。

なお、受理番号5の73号は、総面積が1,677m²ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の70号の申請地は、かつぱ寿司河口湖インター店の国道向かい側に位置しております。始末書によりますと、昭和50年頃から隣接地に構える住宅と一体利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の73号の申請地は、オギノ横町店建設予定地の南側に隣接しており、従業員専用駐車場とするそうです。

必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の5条許可申請の2件、及び事業計画変更申請の1件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の69号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の69号の申請地は、富士吉田消防署の北約210mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。

必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号 5 の 67 号及び 68 号について、取り下げになった理由を教えてください。

○ 事務局

一体利用地の追認案件のため、地目変更が完了してから改めて申請するよう県から指導がありました。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の3件、及び議案第4号の事業計画変更申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めよう要請できることとなっております。

今回の案件は、26件です。筆数累計は38筆、面積合計は50,064m²です。24件が農用地の利用を継続する案件で、2件が新規に利用する案件ですが、そのうち1件は認定農業者の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で、認定農業者案件でないものについて、第4委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会推進委員（加々美 和也君）

番号9について、第4委員会から報告いたします。11月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号9の農地は、旧第二保育園の南東約550mに位置しており、農業用倉庫を設置する予定です。

こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年11月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時32分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年11月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 和英

委 員 渡邊 孝治